

厚生委員会記録

[第1日目]

1 日 時 平成30年6月25日（月曜日）

開 会 午前 9時56分

散 会 午後 0時18分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 佐藤 則 寿

副委員長 舎川 智 也

委 員 久保 大 憲

// 松 井 邦 人

// 竹 田 勝

// 木 下 章 広

// 島 隆 之

// 村 石 篤

// 鋪 田 博 紀

// 有 澤 守

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【福祉保健部】

部長	酒井 敏行
理事（保健所長）	元井 勇
部次長	山口 忠司
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉担当）	中島 眞由美
社会福祉課長	山森 豊
生活支援課長	宮前 仁
指導監査課長	長 康博
障害福祉課長	沼崎 益大
長寿福祉課長	高場 英人
介護保険課長	三邊 泰弘
保険年金課長	笠間 信行
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	久郷 元幸
大山行政サービスセンター地域福祉課長	木下 裕功
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	藤井 克彦
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	藤井 泰三
参事（保健所次長）	瀧波 賢治
保健所地域健康課長	石井 達也
保健所保健予防課長	宮崎 英明
保健所生活衛生課長	野村 勉
まちなか総合ケアセンター所長	酒井 敦子
ねんりんピック推進室長	小善 誠
社会福祉課主幹（調整担当）	丸本 昌
社会福祉課主幹（社会福祉課長代理）	田近 淳

【こども家庭部】

部長	中村 正美
部次長	牧田 栄一
参事（こども育成健康担当）	石倉 善子
こども支援課長	中田 俊彦
こども福祉課長	熊本 真紀
こども育成健康課長	中田 祐一
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	久郷 元幸
大山行政サービスセンター地域福祉課長	木下 裕功
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	藤井 克彦
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	藤井 泰三
まちなか総合ケアセンター所長	酒井 敦子
こども支援課主幹（調整担当）	中川 美智留

【市民生活部】

部長	中田 貴保
部次長	蔵堀 茂博
部次長（生活安全交通・防災危機管理担当）	牧野 和彦
大沢野行政サービスセンター所長	山本 貴英
大山行政サービスセンター所長	森井 正秀
八尾行政サービスセンター所長	野上 健
婦中行政サービスセンター所長	境野 章
市民生活相談課長	舟崎 文彦
市民課長	毛呂 知昭
生活安全交通課長	若松 潤
男女参画・市民協働課長	広瀬 圭一
スポーツ健康課長	石黒 健一
山田中核型地区センター所長	高杉 稔
参事（細入中核型地区センター所長）	大下 勝
消費生活センター所長	川越 直樹
市民生活相談課主幹（調整担当）	秋 俊浩

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長代理	石黒 隆司
議事調査課主査	金井 沙織
議事調査課主事	平瀬 航

7 会議の概要

委員長

ただいまから、平成30年6月定例会の厚生委員会を開会いたします。

審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、竹田委員、木下委員を指名いたします。

なお、ただいま指名いたしました署名委員が欠席の場合は、当日出席の年長委員にお願いいたします。

当委員会に付託されました各案件の審査につきましては、各部局単位とし、お手元に配付してあります委員会審査順序のとおり行う予定であります。

なお、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

これより、福祉保健部所管分の議案の審査を行います。

議案第99号 平成30年度富山市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、福祉保健部所管分、第4款衛生費中、福祉保健部所管分、

議案第104号 富山市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第105号 富山市旅館業法施行条例等

の一部を改正する条例制定の件、
報告第5号 専決処分について承認を求める
件（富山市指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例制定の件）、
以上4件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

福祉保健部長 〔挨拶〕

社会福祉課長 〔議案第99号中
災害救助費について、
議案説明資料により説明〕

生活支援課長 〔議案第99号中
生活保護事務費について、
中国残留邦人等支援給付事業費について、
福祉奨学基金費について、
議案書及び議案説明資料により説明〕

長寿福祉課長 〔議案第99号中
老人福祉施設運営費について、
議案説明資料により説明〕

保健所生活衛生課長 〔議案第99号中
大気汚染対策費について、

議案書及び議案説明資料により説明〕

介護保険課長 〔議案第104号について、
議案書及び議案概要書により説明〕

保健所生活衛生課長 〔議案第105号について、
議案書及び議案概要書により説明〕

介護保険課長 〔報告第5号について、
議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

久保委員 まず1つだけ。議案説明資料の2ページ目、
災害弔慰金の支給についてなのですが、いつ
ごろ支給される予定なのか、教えてください。

社会福祉課長 今6月議会の議決が終わり次第、手続きに入
りたいと思っております。

村石委員 大項目で2つ質問させていただきます。議案
説明資料の3ページをお願いします。システ
ム改修についてということで、(2)の事業
内容に、3年間で段階的に実施される生活扶
助基準額等の見直しに対応すると記載されて

います。見直しの具体的な内容を教えてください。

生活支援課長 今回の見直しにつきましては、一般質問のほうで部長も答弁をさせていただきましたが、現在、年齢ですとか、世帯人員、居住地域によって、額が高い方や低い方がいらっしゃいまして、その均衡を図るために国が基準を改正するものであります。平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3カ年に分けまして、最高で現行基準の5%以内の変更となる基準改定がされました。

村石委員 今ほど、最高で5%以内というふうなお答えでしたけれども、金額にすると月に幾らぐらい減額されることになるのでしょうか。

生活支援課長 基準の世帯はいろいろございますが、例えば月額20万円の世帯がございましたら、3年後には最大で5%の1万円の減額になります。それを3カ年かけてですので、1年目でまず3,300円下がって、次の年にも3,300円下がって、最終年度にも3,300円下がって、現行の基準よりも合わせて1万円ほど下がることになります。ただし、上がる方もいらっしゃいます。母子

家庭世帯や20代の夫婦の世帯ですとか、そういう方々については、現行の基準よりも上がる世帯もございます。

村石委員 今ほど、仮に月額20万円支給されている世帯は、3年後には最大で1万円下がるということですがけれども、下がる根拠としては、結局、階層別で生活費が低いところに生活保護費を合わせたから下がるということでしょうか。

生活支援課長 一概には言えないのと、詳しい資料が今手元にございませんで、説明がちょっとにくいのですけれども、生活保護基準の内容につきまして、食費ですとか被服費に相当する部分は現行の基準よりも高い水準で今回の基準改定がされています。

一方、光熱費ですとか家事消費などに充てるものについては現行のものよりも低い水準で改定があります。そこら辺の組合せやその世帯構成とか年齢によって、額が変化してまいります。

村石委員 わかりました。やはり支給を受けている人からいうと、下がる人にしてみれば、3年後は生活の質を今よりも1万円分落とさなければ

いけないということが現実のものとなってきますので、それがどのような影響を与えるのかということも、ぜひ今から見ていってほしいというぐあいに思います。

次に議案説明資料4ページのほうです。老人福祉施設運営費についてというところですが、呉羽山老人福祉センターのI s値は0.473ということで、後の報告のところにも出てきますけれども、この0.473を国土交通省は国土交通省でいろいろ評価しているのですけれども、所管課のほうではどのように評価しておられるのでしょうか。

長寿福祉課長 先ほど委員もおっしゃっていましたが、後ほど厚生委員会資料で御説明いたしますけれども、国土交通省では震度6から7程度の地震に対するI s値の評価として、I s値が0.3以上0.6未満の施設につきましては、倒壊または崩壊する危険性があるというような区分をしています。

村石委員 今、課長が言われたように、I s値が0.473というのは倒壊または崩壊する危険性があるということを国土交通省は定めていて、所管課のほうもそういうような評価をしているということですが、厚生委員会のほ

うでこれまでI s 値をめぐって、幾つか見直しをされたことがあります。1つは、星井町児童館はI s 値が0.106で、休館になりました。それと、富山市斎場の会館は、I s 値が0.32で、廃止ということになりました。

今回、この0.473をどう見るかということで、例えば、今後こういう中程度の危険性があるものを使っていくよりも休館にして利用者の安全を確保するというようなことなどは内部で検討されたのでしょうか。

長寿福祉課長 今回、補正予算でお願いしております地質調査、躯体調査を行うことにより、その結果を踏まえまして、今後の対応を検討していきたいというふうに考えております。

村石委員 地質調査は、あくまでどういう状態かということ調べるのが目的であって、I s 値0.473というのは、別に調査するしないにかかわらず固まっているわけで、それをどう評価するかということです。例えば、星井町児童館の場合は、教室などの行事は周辺の児童館に移転させたりしていますよね。

また、呉羽山老人福祉センターの利用者についても、同じ目的を持ったセンターがここ以

外にも幾つかあるわけですよ。そういうことから考えると、利用者の安全を第一に考えた場合に、休館というようなことも検討されてはどうかと思うのですが、どうでしょうか。

福祉保健部長 それも含めて、今ほど課長が言いましたように、この調査を踏まえてやろうとしているわけです。先ほどから話に出ております星井町児童館のほうは1s値が足りませんので、国土交通省の基準で言うと危険性があるということで、早急に安全対策をします。調査の結果を踏まえて、その後、耐震補強ができるのか、そういったところも考慮してやりたいと思っていますので、現時点では、この数字をもって直ちにということではありません。ただ、早急に調査をさせていただいた上で今後の対応方針を決めたいというふうに考えている次第で、その間につきましては、各施設のほうで利用者の安全には十分配慮してまいりたいと思っています。

久保委員 今回の村石委員の質問につけ加えになるのですが、教育委員会で調査した例では、そもそも1s値を平成17年ぐらいに測定して、その後、躯体の調査等をしたらそこから著しく数

字が下がった結果が出てきていました。
これを見ると、平成29年度に調査をしてI
s値が0.473と出た上で、この後、躯体
の調査を行うというふうに書いてあるのです
が、この躯体の調査によってさらにI s値が
下がるということを想定しているのか、そも
そもこのI s値自体はこの調査業務には関係
がないのか、その点を教えてください。

長寿福祉課長 I s値につきましては、平成29年度の数値
で確定と考えております。今後の躯体調査に
つきましては、コアを抜くなどにより、躯体
の状況を調査いたしますので、その結果をも
って、改修などの検討をさせていただきたい
と思っております。

久保委員 そうしましたら、万が一の場合ですけれども、
躯体からサンプルを抜いたりした際に、どう
してもI s値に影響を及ぼす可能性があるとい
うことが出てきた場合には、結果がわかり
次第、委員会のほうにもまた御報告をいた
だきたいと思えます。今回の調査結果をもとに
そういった変更が生じる場合は、その旨よろ
しくお願いします。

竹田委員 システム改修のうち、中国残留邦人等支援給

付事業について、概要と今回の一部改正、基準改定がどういう内容を含むのか、御答弁をお願いします。

生活支援課長 中国残留邦人等支援給付事業につきましては、平成20年度から給付を実施しております。基本的には生活保護を受給していらっしゃる中国残留邦人の方に給付をしておりますが、生活保護基準よりも少し高い基準というふうになっておりまして、生活保護のシステムでは計算しきれないものですから、別のシステムで計算等をして給付をさせていただいております。

竹田委員 一部改正及び改定は、今おっしゃられた部分ですか。

生活支援課長 基準額が改定されるということでのシステム改修でございます。

竹田委員 はい。了解しました。

委員長 ほかにないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第99号中福祉保健部所管分、議案第104号、議案第105号、報告第5

号、以上4件を一括して、討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第99号中福祉保健部所管分、
議案第104号、議案第105号、報告第5
号、以上4件を一括して、採決いたします。
各案件は、原案のとおり決することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は、原案可決・承認されまし
た。

以上で、福祉保健部所管分の議案の審査を終
了いたします。

次に、報告案件として提出されている、

報告第11号 平成29年度富山市繰越明許
費繰越計算書、第3款民生費中、福祉保健部
所管分、

報告第16号 平成29年度富山市事故繰越
し繰越計算書、第3款民生費、

報告第17号 債権放棄報告の件中、福祉保

健部所管分、
報告第23号 経営状況報告の件（公益社団
法人富山市シルバー人材センター）、
報告第24号 経営状況報告の件（一般財団
法人富山市大沢野健康文化推進財団）、
以上5件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

福祉保健部次長 〔報告第11号中
福祉保健部所管分について、
報告第16号について、
報告第17号中
福祉保健部所管分について、
議案書により説明〕

長寿福祉課長 〔報告第23号について、
議案書により説明〕

大沢野行政サービス
センター地域福祉課長 〔報告第24号について、
議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。

 なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

 次に、老人福祉センター等の耐震診断結果について、

 当局から報告を求めます。

長寿福祉課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

 〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。

 次に、福祉保健部所管分で、議案及びただいまの報告以外に、何か質問はありませんか。

村石委員 所管は保健所になると思うのですが、市民からちょっと相談を受けました。特発性拡張型心筋症の治療を受けている方なのですが、いわゆる指定難病ということで医療費の一部について公費助成がされていて、申請は保健所にして、県のほうも関係があるということを言われました。

今までは月当たり5,000円まで支払えばよかったものが、ことしの1月から3万円未満の場合は全額負担しなければならないということになったのですけれども、こういうようなことは保健所で把握しておられますか。

保健所保健予防課長

今、委員のおっしゃいました拡張型心筋症をはじめとします指定難病の医療費助成につきましては、富山市民の方につきましては保健所で書類を受理しまして、県に進達、その後、県で審査するという形をとっております。

経過措置というものがございまして、ちょっと古い話で平成27年になりますけれども、難病の患者に対する医療等に関する法律というものができまして、平成27年以前の旧の制度で3年間の移行措置を設けまして、ことしの1月から平成27年にできた法律に基づいてさまざまな制度が行われているというところでございます。

今、おっしゃいましたように、若干厳しくなったというところがございまして、例えば、今、御指摘のありました拡張型心筋症でございまして、富山市におきましては73名の方が申請していらっしゃいます。以前は、皆さん全て通っていたのですけれども、今度制度が変わったものですから、22名の方が

不認定ということになりました。

恐らくこの中の半分の方につきましては、軽症者特例認定というものが受けられまして、3万円という縛りになったものかと思われま

村石委員

教えてくださって、ありがとうございます。

結局、今まで月5,000円までしか払わなくてよかったのが、3年間の経過措置が終わったから、3万円未満の場合は全額払わないといけなくなったということで、指定難病の人にしてみれば、生活の負担が増えたということをお訴えおられるのですけれども、どのように感じておられますか。

保健所保健予防課長

私どもとしては、国の法律に基づいて事務を行っているものですから、その3年間の経過措置につきましても、経過措置の対象の方に対して、ずっと郵送等で、かくかくしかじかこういうことになりますということをあらかじめ案内してあったわけでございます。

これまでに比べて厳しくなったというところは、私どもとしても心苦しいところはあるのですけれども、制度上はいたし方ないので、市としてはこれからもしっかりと見ていくということです。

村石委員 73名が申請して、22名が不認定になって、残りの人は軽症者特例ということですか。数字をちょっと教えてください。

保健所保健予防課長 73名の申請で、不認定の方が22名でございまして、軽症者特例につきましては22名とは別に、恐らく同程度いらっしゃるのではないかというふうな推測をしております。疾患別には把握していないのですが、富山市全体で見ますと、昨年度で申請の方が1,250名いらっしゃったのですけれども、そのうち不認定の方が329名、軽症者特例につきましては正式な数は把握していないのですけれども、およそ300名いらっしゃるというふうに把握しております。
特発性心筋症の方につきましても恐らく20名程度の方が軽症者特例になっているのではないかというふうに推測しているところでございます。

村石委員 ありがとうございます。この件については、わかりました。あと1点だけ教えてほしいのは、去る6月10日付の新聞記事を見ますと、放課後等デイサービス、障害児通所施設の経営が悪化、報酬改定の影響で2割が廃止の危機という記事がありました。

これも施設そのものを管理しているのは県なのですけれども、ただ、そこを利用できるかできないかは恐らく障害福祉課でいろいろ聞き取りとかをやっていると思うのです。具体的に経営悪化になったというような情報等はあるのでしょうか。

障害福祉課長 放課後等デイサービスにつきましては、今のところ経営そのものが苦しいというようなことでの御相談は受けていないところでございます。

村石委員 県内を調べてみたのですけれども、ことしの4月1日から6月1日までの間に42施設が新たに指定されてできているのです。そういうことから考えると、一方でこういう記事があって、一方で新しく認定された施設があって、その事業所が本当にちゃんとやっていけるのかどうかということをしっかり見てほしいというぐあいに思います。

それともう一つは、以前の厚生委員会でもあったと思うのですが、富山市内としては放課後等デイサービスが足りないのではないかというような話もあったのですけれども、サービスを利用したいけれども、富山市内にそういう事業所がなくて富山市外で利用している

というような方は今もいらっしゃるのでしょうか。

障害福祉課長 放課後等デイサービスにつきましては、利用件数、実績が非常に伸びてございます。平成27年度の事業所数が14カ所、それが平成28年度では20カ所、平成29年度では25カ所、平成30年4月1日現在で33カ所というふうに伸びてございます。

利用者の人数も平成27年度は123人、平成28年度は214人、平成29年度は340人となっております。今回、障害福祉プランを策定してございますが、その中では平成32年度までに520人くらいまで伸びるのではないかというふうに考えてございます。

ということで、現在、市外のほうでどの程度の方が御利用になっていらっしゃるのかということとはちょっと把握しておりませんが、現在のトレンドとしては増加の傾向にあるというふうには認識しております。

村石委員 最後にしますけれども、結局2つの視点というか、1つは、利用したい方が近くで質の高いサービスを受けられる施設があるというのが大事だと思うのです。学校が終わって送り迎えをして、その後、保護者がその施設に迎

えに来るといふようなことがあって、そういう意味では、身近に質の高い事業所があるということが1つ。

2つ目には、やはりその事業所の経営がずっと成り立っていかないことにはサービスを提供できないわけですから、そういう意味では、各事業所が安定的な経営になっているかどうかということも十分見ていってほしいということをお願いいたします。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

以上で、福祉保健部所管分を終了いたします。福祉保健部の皆さんは、退室願います。説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔福祉保健部退室／こども家庭部入室〕

委員長

これより、こども家庭部所管分の議案の審査を行います。

議案第99号 平成30年度富山市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、こども家庭部所管分、第3条債務負担行為の補正中、こども家庭部所管分、

議案第106号 富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第107号 富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例等の一部を改正する条例制定の件、
以上3件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

こども家庭部長 〔挨拶〕

こども支援課長 〔議案第99号中
保育料軽減拡充事業について、
保育所施設整備事業について、
議案説明資料により説明〕

こども福祉課長 〔議案第99号中
ひとり親家庭学習支援事業について、
議案説明資料により説明〕

こども育成健康課長 〔議案第99号中
星井町児童館整備事業について、
議案説明資料により説明〕

こども支援課長 〔議案第106号について、
議案第107号について、

議案概要書により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

久保委員 議案説明資料の2ページ目になるのですが、ちょっと要領を得なかったので、再度説明をしてほしいのです。これは減額、無償化することで通常入ってくる保育料が入ってこなくなるので、その分の増額補正をしたいということであれば、なるほどと思うのですが、なぜこの事業費に5, 200万円という点で、これはいったいどういうことなのか理解ができなかったのですけれども、説明をお願いします。

こども支援課長 先ほども申し上げたのですが、公定価格というものがあるわけでございます。国等が定める基準額と保育料を足したものを公定価格という形になっております。
その公定価格のうちの保育料は、私立保育所については、事業者が保護者より徴収するという形になっております。ということは、今この軽減事業で無償化になることによって、事業者のほうに保育料が入ってこなくなるものですから、その分を給付費としてお支払いを

するという制度になっております。

久保委員 わかりました。

竹田委員 保育所の施設整備事業にかかわる月岡保育所の遊戯室の整備ですが、位置図、配置図が書いてございますが、園庭のどこに整備しようということなのか、伺います。

こども支援課長 一応、私どもが考えていることは、配置図では施設の下面側にある園庭に建てたいというふうに思っております。

竹田委員 下側の園庭の西側ということによろしいですか。

こども支援課長 できるだけ西側につけて建てたいというふうに思っておりますが、現場の大きさ等と合わせながら、その点は最終的に決めていきたいというふうに思っています。

竹田委員 もう一つです。ひとり親家庭学習支援事業について、1会場を追加するというのは、今はどこの会場を予定されているのですか。

こども福祉課長 今年度から当初予算でとやま市民交流館のほ

うを1カ所会場として増やさせていただいたのですけれども、そちらの中でもう1部屋確保できるということが聞こえておりますので、現在そちらのほうを考えております。

竹田委員 確認しますが、そうするととやま市民交流館の中に複数の会場があるという理解でよろしいですか。

こども福祉課長 はい。そのように考えております。

村石委員 最初に、議案概要書の7ページの条例のほうで、先ほど、こども支援課長から説明があったのですが、ちょっと数字がわからないのが、(4)富山市保育所条例の一部改正で、福沢保育所は6,700円が3,350円—第3階層ですね。
ほかのところを見ると、金額がそれぞれ違っているのですけれども、要するに、(2)のものとかとどういうぐあいに金額が違うのでしょうか。

こども支援課長 一応、(4)の福沢保育所につきましては、認可保育所とは言っておりますが、僻地保育所に該当するところでございますので、給食などは弁当という形になっておりますので、保

育料は単独の形で出しております。

村石委員　　そういう特殊な例だということは、わかりました。ありがとうございます。
あと、議案説明資料の3ページ、先ほどの竹田委員の質問と関連するのですけれども、結局、要は代替の遊戯室をつくるということで、当然園庭が狭くなるということが考えられますが、保育に影響が出るということはないのでしょうか。

こども支援課長　やはり子どもたちの保育には園庭が広く自由に遊べるということは必要なことかと思いますが、児童の安全を考えれば、狭い中ではあります。園庭と、あとは地域の公園であったり、そういったところでも対応してまいりたいというふうに考えております。

村石委員　　子どもたちが園庭を利用するときに、万が一のことがあってはいけないというようなことで、工事に当たってもそのことを十分に配慮していただきたいということを要望いたします。
議案説明資料4ページ目のひとり親家庭学習支援事業について、お伺いします。先ほどもありましたように、とやま市民交流館という

ことで、富山駅周辺のところで1会場を増やすということですが、定員を上回る応募があった理由をどのように考えておられるのか、お聞かせください。

こども福祉課長 お尋ねの定員を上回る応募があった理由ということですが、こちらのほうでは新年度に1会場を拡充するに当たりまして、その前に、前年の中学2年生、今年度でいえば中学3年生になる方にアンケート等を取りまして、どの程度の方が希望されるのかといったことを確認してまいりました。

こちらのほうでは1会場を増やすのでなんとか賄えるのではないかという判断をしていたところなのですが、実際に今年度募集するに当たりましては、今年度の3年生に限らず、2年生、1年生に対しましても希望されるかどうかを聞きましたところ、予想外に多くの方が希望されたということがありました。

村石委員 この学習支援を受ける学年は、中学3年生に限らずに1年生から3年生まで、希望する人が受けることができるということで考えていいのでしょうか。

こども福祉課長 はい。おっしゃるとおり、中学1年生から3年生まで全ての学年につきまして受けていただくことができます。ただし、今、3年生のほうを優先させて入れていただいておりますので、今後、1年生、2年生の方を追加で入れていただこうと考えております。

村石委員 例えば、応募者が増えたのは、今まで学習支援を受けていた子どもたちが本当に希望する高校へ入学できたとか、本当に生き生きと学習支援を受けていたとかということが、口コミで伝わって増えたのかなということも考えました。

これはプライバシーも関係があるから、誰がどこの高校に入ったとかまでは言えないのですけれども、要するにそこで学習している子どもたちが生き生きとやっけていて、そして希望するところへ入った子も多いとか、ここで学習支援を受けている人たちが希望を持てるように、一生懸命やろうとすることができるように、何か考えたらどうかと思うのですが、どうでしょうか。

こども福祉課長 今年度につきましては、プロポーザルで業者を選定したところ、専門的な分野の方に応募いただきまして、そちらの業者にさせていただ

いているところですけども、子どもたちの声としましても、苦手分野を大変頑張っているという声ですとか、理解が進んできたといった様子も見られるということも聞いておりますし、出席率も昨年度と比べまして上がってきているようですので、今後も成果等を見込めるかなとは思っております。

今後、業者ともやり取りいたしまして、よりよい学習をしていただけるように努めたいと考えております。

鋪田委員

星井町児童館整備事業について、お尋ねいたします。今回、整備方針が変わったという、全体としては同じ敷地内というか、全体の区画の中では同じ区画の中でということなのですが、一応、駐車場から元にあったところに建てかえということになって、その辺の地域といいますか、地元の自治振興会等への周知というのはどのようにされているのか、お尋ねいたします。

こども育成健康課長

ことしの4月に入り、4月3日付で、市政記者をはじめ、厚生委員の皆様方に休館のお知らせということで御案内をさせていただきました。ほぼ同時に地元の自治振興会長の御自宅を訪ねまして、どうしてこういうことにな

ったのか、今後どうしていくのかという御説明をまずいたしました。

その上で、6月に入りまして、先日、議案概要書を議員の皆様方にお渡しした後、もう一度、会長の御自宅を訪れまして、まず現地建てかえに変更になったということにつきまして説明をさせていただいたところでございます。会長のほうからは、工期のほうに影響は出ないのかという御質問を頂戴したのですけれども、解体工事の前倒しということ、今、議会にお諮りするということも含めて御説明しましたところ、理解を示していただき、2年間でまた頑張ってくださいようと私どもも激励を受けたところでございます。

鋪田委員

もちろん利用者は地元の方だけではなくて、かなり広域から子どもたちが集まっていっているのですけれども、地域の子もたち一それこそ高校生までもあそこを使っていたので、地元にとっては非常に大切な施設だという認識もあります。工事も含めて地元の理解を得ていただきながら、事業を一日も早く完了するようにお願いしたいと思います。

委員長

ほかにはないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第99号中こども家庭部所管分、議案第106号、議案第107号、以上3件を一括して、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第99号中こども家庭部所管分、議案第106号、議案第107号、以上3件を一括して、採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は、原案可決されました。

以上で、こども家庭部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている、

報告第9号 平成29年度富山市継続費繰越計算書、第3款民生費、

報告第11号 平成29年度富山市繰越明許費繰越計算書、第3款民生費中、こども家庭部所管分、

報告第17号 債権放棄報告の件中、こども
家庭部所管分、
以上3件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

こども支援課長 〔報告第9号について、
報告第11号中
こども家庭部所管分について、
報告第17号中
延長保育料について、
議案書により説明〕

こども福祉課長 〔報告第17号中
母子父子寡婦福祉資金貸付金について、
議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありますか。

久保委員 1点だけ。議案書の101ページの債権放棄
の件ですけれども、延長保育料だけが上がっ
ているのですが、いろいろ保育料がある中で
どうして延長保育料だけが時効を迎えたのか、
御説明ください。

こども支援課長 延長保育料は私債権という形になります。保

育料は公債権という形になりまして、公債権につきましても、議会の報告が不要ということで、一般の保育料につきましてもは不能欠損という形で落ちていくということになります。私債権につきましてもは議会に報告をしなければならないというふうになっておりますので、ここで報告させていただいたということでございます。

委員長 ほかにないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。

 なお、ただいまの報告案件につきましてもは、議決不要のものであります。

 次に、放課後児童健全育成事業特別拡充事業のさらなる支援について、当局から報告を求めます。

こども育成健康課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありますか。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。

 次に、こども家庭部所管分で、議案及びただ

いまの報告以外に、何か質問はありませんか。

久保委員 先ほどの時効のところは少し疑問に感じていたのですが、実際に保育料を支払わない方がいらっしゃった場合に、私立の保育園等では退園とかそういったことにつながるのかどうか、まず教えてください。

こども支援課長 基本的には、保育料が未納であるという理由から退園ということはありません。

久保委員 その場合、保育園は保育料の分を債権として抱えることになると思うのですが、認識に間違いはないですか。

こども支援課長 そのとおりだと思います。

久保委員 そうすると未納の方がたくさんいらっしゃる場合、退園もさせられず、保育園としてはその方をそのまま預からなければならないということになると、法人の経営への影響等も懸念されるのですが、その点について、金額などの把握をされているのか、教えてください。

こども支援課長 把握はいたしておりませんが、公立の場合でも保育料は納めていただいているわけで、公

立の保育料は平成29年度の収納率でも99.5%ほどであったというふうに思っております。そういうことで、金額的にはそれほど多くはないというふうに思っております。経営を圧迫する程度ではないというふうに思っております。

久保委員　　そういう予測が立つのは、私も理解できましたが、そうは言うもののやはり法人等に影響があるとか、そういった懸念が全く払拭されるわけではないので、機を見て、ぜひどこかのタイミングで納付状況を調査していただいて、市として支援が必要なほどのものがあつたとするならば、その時点でそういった検討もしていただきたいと思っております。調査をしていただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

こども支援課長　必要とあれば、そのような形で調査していききたいというふうに思っております。

委員長　　ほかにないようですので、この程度にとどめます。

以上で、こども家庭部所管分を終了いたします。

こども家庭部の皆さんは、退室願います。

説明員を交代いたしますので、しばらくお待ち

ちください。

〔こども家庭部退室／市民生活部入室〕

委員長 これより、市民生活部所管分の議案の審査を行います。

議案第99号 平成30年度富山市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費中、市民生活部所管分

を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

市民生活部長 〔挨拶〕

市民生活相談課長 〔議案第99号中
船峯地区センター屋上防水業務委託について、
コミュニティ助成事業補助金について、
議案説明資料により説明〕

スポーツ健康課長 〔議案第99号中
市総合体育館公衆無線LAN設置について、
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

木下委員 今、御説明がありました議案説明資料４ページの市総合体育館公衆無線LAN設置についてなのですが、毎月のランニングコスト、W i - F i の利用料というのはどれくらいかかってくるものなのですか。

スポーツ健康課長 通信運搬料費といたしまして、９カ月分で８６万４，０００円がランニングコストでございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第９９号中市民生活部所管分の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第９９号中市民生活部所管分を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、本案件は、原案可決されました。

以上で、市民生活部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている、

報告第8号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第6号、

報告第25号 経営状況報告の件（公益財団法人富山市体育協会）、

以上2件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

スポーツ健康課長

〔報告第8号中

専決第6号について、

報告第25号について、

議案書により説明〕

委員長

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村石委員

1点だけ。議案書161ページの富山市体育協会70周年記念事業ということで、私もこ

の記念講演や記念式典・祝賀会に参加をさせていただきました。何を言いたいかというと、記念講演が大変いい内容だったので、この内容を広く皆さんに伝えるというようなことをしたらいいと思うのですが、そういうようなことはしておられるのでしょうか。

スポーツ健康課長 ただいまの件につきましては、ほかの団体からもお聞きしております。富山市体育協会には、この林先生の講演内容につきまして、ほかの各クラブ・団体等にも配布されるよう、またお願いしてまいりたいと考えております。

村石委員 具体的に言うと、録音していて文字起こすとか、画像で保存されているということではないのでしょうか。

スポーツ健康課長 ビデオで撮っているとは思っておりませんが、記録は残っておりますので、そちらのほうで文書として回覧していきたいと考えています。

竹田委員 1つだけ聞きますが、体育協会の常勤スタッフ、あるいは臨時的なスタッフ等の人員の状況について教えてください。

スポーツ健康課長 現在の職員数は、正規プロパーが24名、嘱託、臨時職員を合わせまして合計131名が富山市体育協会職員として働いております。

委員長 ほかにないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。
次に、市民生活部所管分で、議案及びただいまの報告以外に、何か質問はありませんか。

久保委員 先日、大阪でプールの擁壁が倒れて若い命が失われたという大変残念なことがありました。公共物によって人の命が失われるということは絶対にあってはならないことだと思います。学校施設内には学校開放で使用している照明やバックネットというものがあり、これはスポーツ健康課が整備・修繕をしているというふうに伺っているのですが、認識に間違いはないでしょうか。

スポーツ健康課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

久保委員 万が一、地震によって倒壊をした場合等で、例えば子どもたちがけがをした際は、責任の所在というものはどこになるのか、学校側に

なるのか、当局になるのか、まず教えていただきたいと思います。

スポーツ健康課長　まずは、市が設置したものについての管理につきましても、責任は市にあります。

久保委員　それでは確認ですけれども、そうであれば、学校に設置してある照明であったり、バックネットであったり、スポーツ健康課で所管されているものの安全対策は今どのようなようになっているのか、教えてください。

スポーツ健康課長　ただいまの照明灯につきましても、平成21年度に一斉点検を実施いたしました。対象は、新設・改修後10年を経過しているものでありましたが、当時は60施設を対象といたしました。また日ごろから、照明設備・防球ネット等につきましても問題があれば学校開放運営委員会から連絡をいただく体制等をとっております。報告があれば速やかに対応しております。

また予算がかかるものにつきましても、次年度の予算要求に向けまして秋ごろには職員が現地を調査しておりますので、そういう対応を取らせていただいております。

鋪田委員

新しく市民生活部長になられて、いきなりちょっと難しいお話を聞きますが、例えば富山市総合体育館の名称を体育館ではなくてスポーツアリーナにするべきではないかなど、前からいろいろなことを言ってきました。折しも、日本体育協会が日本スポーツ協会になりまして、私も実は今、富山県のスポーツ協会の理事長という職にあって、体育からスポーツへの名称の変更というのは、単なる看板の書きかえではなくてその中身にまで及んでいくのだろうなというふうに受けとめているところでございます。

名称変更のこととか細かいことはともかくとして、この体育からスポーツということに対して、市民の生涯スポーツだとかいろいろなレベルのスポーツがあるのだと思いますけれども、今回、日本体育協会が日本スポーツ協会になったということについて、御所見があればお伺いしてもよろしいですか。

市民生活部長

大変難しい御質問を受けました。確かに体育館の体育という名称につきましては、かなり限定されたようなイメージを皆さんお受けになれるだろうと思います。今、委員から御提案がありましたことは、もっと幅広くいろいろなことができるような、そういう形にす

るために、まずは名称をそういうふうに変えていったらどうかという御提案だと思っております。

実際、体育館とは申しますが、例えばいろいろなイベント等もさせていただいたり、広く皆さんに御利用いただけるように私どもも努めているところであります。実態はそういうことだということを、まず御理解願えればというふうに思っています。ただ、やはり体育館というと固いイメージが恐らくあるのかなと。国の流れもそういうふうになってきたということから、名称を変えてみたらどうかというお話なのだろうと思います。

こちらのほうは少し私どものほうで検討させていただければというふうに思っているところであります。

鋪田委員

検討というか、体育からスポーツに変わった意味合いについて一市民にとってのスポーツというのは、どんな影響を受けていくのか、あるいはどう変わっていくべきかというようなことを研究というか、検討ではなく研究をじっくりしていただいて、その上でまたいろいろと御質問させていただきたいと思います。

村石委員

大項目で1点だけ。ことし5月18日の新聞

に富山市総合体育館入口の壁面を広告活用するというようなことが出ていまして、最後のほうに、広告主の募集を始めて、締切りは6月12日、同15日に事業者を決定するということが書いてありました。すなわち、常設広告事業募集のことだと思えるのですが、このことに関して何点か質問いたします。1つは、応募事業者の数はどれくらいあったのでしょうか。

スポーツ健康課長 応募枠9枠に対しまして、5事業者からの応募がありました。

村石委員 5事業者から応募があったということですが、いわゆる地域密着の事業者というか、地域で名の知れたというか、そういう事業者も応募されていたのでしょうか。

スポーツ健康課長 5つの事業者全て、本市内に事業所を持つ地域に密着した事業者だと考えております。

村石委員 本市に密着したというか、本市の事業所ということですが、応募があった業種としては、どのような業種だったのでしょうか。

スポーツ健康課長 施設管理、ビルのメンテナンス、コンピュー

夕の関係、人材派遣会社などでございます。

村石委員 いろいろな業種から応募があったということで、そういうものが広告になるのですけれども、先ほど広告のスペースは9枠あるということで、今回5事業者が応募したということですから、残りのスペースは幾つになるのでしょうか。

スポーツ健康課長 残り4枠でございまして、この後、速やかに追加の募集をかけたいと考えております。

村石委員 なかなかこうやって募集しても、9スペース全部には応募者がなかったということなのですが、これは何か原因があったからこうだったのではないかなと思うのですけれども、その原因はどのように考えておられるのでしょうか。

スポーツ健康課長 前には随分問合せをいただいております。実際に5事業者以上の問合せがありましたけれども、応募期間としては1カ月というのがちょっと短かったのかなと考えております。図案の作成等にも結構時間がかかっているということもお聞きしており、次回は長めに応募期間を取りたいと考えております。

村石委員 再度募集する場合は、期間を長めに取りたいということですが、いつから募集していつまでとかいう大まかなことは今の時点で決まっているのでしょうか。

スポーツ健康課長 今回の5社の事業者がことし7月1日から広告を掲出する予定になっておりまして、それを見ていただいて、その後、7月、8月で応募いただき、9月1日からは次回と考えております。今のところでございますけれども。

村石委員 あと、募集要項を読んだのですけれども、基本的には、最低価格というものが表示されていて、それよりも多いところを選ぶという1つの評価があります。決して価格だけではなく、さまざまな評価で総合的に選ぶということを前の委員会でも課長は答えておられたと思うのですけれども、そのような内容でよろしいでしょうか。

スポーツ健康課長 今回の5事業者ということで競争にはならなかったと。向こうからの提案の金額がこちらの提示した金額を超えておりましたので全てそのまま採用させていただいたということです。あとは、図案の内容につきましても、それぞれ不適合なものはなかったと判断してお

り、5事業者を決定したところでございます。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

以上で、市民生活部所管分を終了いたします。市民生活部の皆さんは、退室願います。

〔市民生活部退室〕

委員長

次に、歯科口腔条例の検討について協議を行いますので、木下委員、竹田委員、松井委員、久保委員には、席の移動をお願い申し上げます。

〔該当委員席移動〕

委員長

それでは、歯科口腔条例の検討についてであります。

まず、このことについての経緯を申し上げます。昨年、富山市歯科医師会のほうから議長に対して、市として歯科口腔条例制定に動いてほしいとの要望がなされたことを受けて、昨年の8月22日に全議員を対象とした歯科口腔に関する研修会が議長主催で開かれ、富山市歯科医師会の専務に御講演をいただきました。

その後、各会派でも検討をされてきたと思いますが、当時の厚生委員長をはじめ、事務局において、本市の歯科保健事業、他都市の条例制定状況等の調査も進めており、それらの資料は委員の皆さんに事前に配付をさせていただいたとおりであります。

そして、先月5月17日の各派代表者会議において、議長から、本市としての歯科口腔条例制定の必要性について、今定例会中に厚生委員会としての意見をまとめてほしい旨の意向が示され、そのように決定をされたところであります。

なお、この各派代表者会議で示された議長の意向は「富山市の歯科口腔に関する事業は他都市と比較しても随分と進んでおり、さらに県の条例に市の責務がうたわれているので、あえて市で条例を制定することの意義はあまりないのではないか」とのことでありました。本日は、このような状況を踏まえた上で、本市としての歯科口腔条例制定の必要性について、委員の皆さんの御意見をお聞かせいただきたいと思っております。

初めて当委員会に付託をされたということですので、流れの説明をさせていただきました。今まではどこの所管一球がどこにあるのかわかっていませんでした。もう1年たっており

ますので、議長からのこの提言を各派代表者会議で諮っていただいて正式に本委員会で受けたという流れですので、よろしく願いいたします。

それでは、どなたからでも結構でございます。意見をよろしく願いいたします。

村石委員

結論から言いますと、仮称ですけれども、歯と口腔の健康づくり推進条例とか、そのような条例については策定をしたほうがいいというのが結論です。いろいろ調べてみました。議会事務局からいただいた資料の中に、豊田市の歯と口腔の健康づくり推進条例がありました。その条例の中身を見させていただきました。

目的、基本的施策の実施、それから事業者の責務とか、本当に細かく書かれていていろいろと内容を知ることができました。したがって、やはり必要であるということが1点です。2つ目には、議員提案条例について、私の経験から言うと、これまで2つ施行していますよね。平成23年の富山市安全で安心なまちづくり推進条例については厚生委員会で議論をして条例案をまとめて、当然議会全体で諮って施行しました。

もう1つは、去年のことですね。平成29年

施行の富山市空家等の適切な管理及び活用に関する条例ができています。この場合は、特別委員会をつくりました。富山市空家等対策計画というものをつくる協議会、それと別に特別委員会をつくりました。そういうことから、富山市空家等対策協議会には市議会からは特別委員会の委員であった高田 重信議員が参加をしているということになります。

実態からいうと、保護者が子どもたちを適切に歯医者に通わせないで、いわゆる口腔破壊、子どもたちの口の中が破壊されているという状況もやっぱり出ています。そういった意味では、本当に市民一人一人、保護者も子どもたちのために口腔ケアをしなければならないというようなことも当然条例の中で考えていかなければならないということがあります。

あと、介護施設でもすごくいい実例があるということがわかりました。入居者の健康維持のために歯科衛生士による個別の口腔機能維持管理を実施していて、口腔ケアは機能改善だけではなく、生活習慣として継続して取り組むことで入居者の日課につながり、上体を起こしたり移動を行ったりすることで気分転換やりハビリにもつながります。

入居者一人一人の口腔ケアを徹底することで、口腔内の環境の変化が認められ、さらに、食

事状態の変化、肺炎予防と全身面で効果が認められるようになったということが、ある介護事業所内にあります。しかし、これは介護事業所がしなければならないという規定にはなっていないのです。取り組んだら介護保険の点数が加算されます。言いたいのは、どこの介護事業所に入っているもちゃんと口腔ケアが受けられるようにするためにも、理念条例ですけれども、そういう条例が必要ではないかということです。

最後は、議会の条例提案力を育成するということです。条例を提案するには、やっぱりすごく勉強しなければなりません。もちろん私ら議員だけで勉強はできません。議会事務局の職員の皆さんの力をかりて勉強して、そして条例を提案していくということがあるので、私たちの勉強のためにもぜひ条例を制定したほうがよいと思います。

久保委員

委員長が先ほど言われましたように、議長からは、富山市としての取組みは十分されているのではないかとということで、そうなると、理念条例をつくるというような話になります。議会ごとにいろいろな認識があって、やはり実行力のない条例は必要がないと言われる方もいらっしゃるれば、理念というものが大事だ

と言われるところでも賛否が分かれるのかなと思います。

私個人としては、富山市の取組みが他都市と比べてそんなに遅れていないので、あえて条例というものをつくらなくてもいいのではないかとこのところには賛同するのですが、ただ、そういう状況の中で富山市歯科医師会が条例の制定をお願いしてきているという事実もあるわけです。

そこに関しては条例をつくるという話よりも、具体的に、例えば歯科医師会がある事業を富山市の中で実施してほしいといったベースがあつての条例提案なのか、それとも歯科医師会として理念を市民に共有してほしいのかということについては再度、歯科医師会の思いを私は確認した上でなければちょっと難しいかなと。ただ、あくまで理念だけであれば、今の時点では必要がないかなというのが私の意見です。

有澤委員

いただいた資料にずっと目を通してきたのですが、結論から言ったら、私は議長の意見に賛成するのです。つくる必要はない、というのは、県の条例を見ていても、先ほど言われたように、市の責務なり、県民の責務も書いてある。県民イコール市民なのです。という

ことになれば、あえてつくる必要はない。それから、事業者等々、あるいは学校とか、そういったところの責任もうたっています。市の取り組みを見ても、すばらしい取り組みをしていると僕は思います。県の条例があって、全市民のことも俯瞰されているわけですから、あえてそこでまた市の条例をつくるということになれば、まさにこれは屋上屋を架すということになるのではないかと私は思います。ですから、議長が言われているとおり、私もそれに賛同します。

今、久保委員がおっしゃったように、多分富山市歯科医師会もそういう気持ちだと僕は思うのですが、あまり富山市歯科医師会がどうのこうのと言うと、富山市歯科医師会の利害に絡んだような、利益誘導型のようなふうにも受け取れるので、そうではなくて、今、市の取り組みもしっかりとやっているということですから、それを認めた上で考えると、今あえて市の条例はつくる必要はないというふうに思います。

木下委員

やはり今回、いろんな考え方があるなと思ったのです。議長がおっしゃったこと、それと今、久保委員と有澤委員が言われたことも確かにそのとおりだと思うのですけれども、い

ろんな社会状況も考えまして、今後、高齢社会になると、多くの方々が歯のトラブルを抱え、そしゃくが弱くなってきて、寿命にも影響するとか健康に影響するということもあると思っております。やはり健康で長く生きられるということであれば、歯の健康というものも、県民、そして市民にはやっぱり意識していただかないと、なかなかその健康寿命を延ばすことは難しいのかなというふうに考えております。

その中で県がつくったしっかりとした条例もあって、そして既に市がやっているいろんな事業はあるのですけれども、こういった市がしっかりやっている事業というものがあるからこそ、逆に、条例をつくる方向に動いてみると。条例をつくるということは、会議を開いたりして、それがまたいろいろとメディアとかにも取り上げられることもあるかもしれません。

そうしたことが、歯の健康について、考えていただく、市民にまた啓発をしていただく、そういった機会にもなるのかなと思っております。そして、この条例ができたときには、こういう条例ができましたと市民に対して発表することができますから、市民に歯に関して意識していただく機会、そういった情

報を伝えていく機会を持つことにもなります。また、先ほど村石委員が言われたとおり、議員が条例を提案するというもののいい経験といえますか一大変なことだと私も思うのです。情報をしっかりと収集した上で条文を考えるとすることは本当に難しいことだと思うのですが、そういったことを、歯の条例を策定していく中で、事務局の方と一緒に協力をして、検討し、研究し、そしてつくっていくという経験は、今後、他の条例をつくっていく、検討していくことにおいても、プラスになると思いますので、私はこれにチャレンジしたらいいのではないかとこのように考えております。

竹田委員

いくつか議論が出ておりますけれども、私は、有澤委員の意見に概ね賛成いたします。県条例が出て、それに屋上屋を架すと、あるいは富山市の条例として、何をどれだけ具体的に補強、充実できるのか等々を考えたら、何となくここで、まず市条例ありきというような結論にはなかなか至らないだろうと思うわけです。

一方で、今、議員提案の条例を成立させることを通じて我々の条例形成能力を高めようと。それとこれとは別問題でありまして、何もそ

れによって、口腔のこういう問題を、その重要性と条例をつくるいい経験をしようというのは、あまりにも雑な議論のような感じがいたします。

しかしながら、私はこの口腔の問題において、重要性については、全く非常に重要で大事なことだと思います。だから、木下委員が言った重要性については十分認識しております。しかしながら、議会独自で条例をつくるというのは、今の時点では賛同できないということでございます。

島委員

私は基本的には、久保委員のおっしゃった意見と近いです。議長がそうおっしゃっていますし、県の条例があって、あえて市の条例をつくる必要があるのかということです。いただいた資料もしっかり読ませていただきましたが、これも久保委員がおっしゃったとおりで、富山市歯科医師会が何を求めておられるのかということが具体的にちょっと見えてこないのです、県でやっているいろんなことが他と比べて非常に遜色があるのかということそうではないということです。県の条例と市の条例の2つをつくったときに反故が出てくるとおかしなことも起きないかなという気がします。

私は身をもって歯の大事さは痛感していて、大事な事業だと当然思っておりますが、今回のこの提案については、市で条例はつくらなくていいのではないかと、そういう意見です。

村石委員

重ならないように言います。皆さん、県の条例と、例えば豊田市歯と口腔の健康づくり推進条例とか、もうちょっとお互いに勉強して、その後、考えることも私は大事だと思うのです。きょうここで結論を出すのではなくて、もう1回、今言った県の条例と、例えば一別に豊田市でなくてもいいのですけれども、私は議会事務局の資料で豊田市がいいと思って推進条例を見てみたのですけれども、やっぱり違います。だから、勉強とか、研究は少なくともして、その後、どうするかを決めていただきたいというぐあいに思います。

委員長

委員の皆様申し上げますけれども、冒頭申し上げましたとおり、基本的には本議会はこのことについて考えてほしいという富山市歯科医師会からの依頼を1年前に受けたという立場に立って、多分この委員会のほとんど方々は、昨年、視察にも出向いて調査もされたというふうに私は認識をしております。そういう中で、私は先ほどのいろいろな御意見

それぞれ否定をするものでは全くございません。今、理念条例をつくる必要があるのか、もしくは政策条例として確かな意義ある、また内容的に事業にも影響するような、そういった条例を今つくるべきなのかとか、もう1重、2重深く考えていただいて、そしてさらにそういった意味から、今はもう一旦こちらに投げられているということを経験して、再度向こうの意向がどうかということではなくて、球はこちらにあるという認識で改めて私どもがこの委員会で議論をしようという流れになったということです。

ただし、既にもう1年も経過をしているということも一方では認識をしていただきたいというふうに思います。球を受けていながら、いつまでも富山市議会として結論が出ないということが数年来続くというのもどうかというものが、私は委員長の思いとしてあります。議長が速やかに今議会でということについてはちょっと拙速かなという思いもありまして、今ほど来の皆様の御意見を伺いまして、さまざまな意見—今の時点で何となく雰囲気がありましたので、恐縮ですけれども、もう1重2重深く考えていただいて、多少なりともまた深い議論ができればというふうに思っております。

重ねますけれども、本日は委員会として初めて本件を議論したということで、共通の認識だと思いますが、今定例会閉会後の委員会開催も視野に入れて、今後も継続して議論を行うと。9月定例会までには、当委員会としての一定の結論を出したいなというような思いを私は持っておりますので、その点も踏まえて、よろしく願いいたします。

本件についての次回の協議日程については、正・副委員長で調整の上、改めてまた皆様方に提案をしたいというふうに思っておりますので、各委員には検討を進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

6月27日（水曜日）は、午前10時から委員会を開き、市民病院及び環境部所管分の議

案の審査などを行います。

本日は、これをもって散会いたします。